

議案第198号

損害賠償の額の決定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第13号の規定により、東京地方裁判所令和〇年（〇）第〇〇号損害賠償等請求調停申立事件に関し下記のとおり損害賠償の額を定めることについて議決を求める。

令和2年11月25日提出

さいたま市長 清水 勇 人

記

1 損害賠償額 7,000,000円

2 当事者 申立人 ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

○○○ ○○

○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

○○ ○○

相手方 さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号

さいたま市

代表者 市長 清水 勇人

3 事件の概要 平成24年5月9日さいたま市立病院において、申立人らの子が鼠径ヘルニアの手術の後、容体が急変し死亡したのは、当該病院が適切な処置を採らなかったことが原因であるとして、その損害の賠償を申立人が求めたもの